

リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業仕様書

1 目的

本事業は、リース方式により、県有施設への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、再生可能エネルギー由来の電力を使用することにより、平常時の温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業概要

ア 事業者は、県の示す施設（別紙１）に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。

イ 事業者は、施設に太陽光発電設備及び付帯設備、蓄電池（以下「設備」という。）を導入し、当該設備を設置した施設に電力を供給できる状態で県に貸し付ける。

ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を行う。

エ 事業終了後、導入された設備については、県に無償で譲渡すること。

(2) 事業期間等

ア 事業期間は、契約開始日からリース期間満了日までとする。

イ リース期間は、令和９年４月１日（運転開始日）から令和29年３月31日までの20年間とする。

ウ 設備の導入は、補助金の規定に従った導入時期とすること。

(3) リース料

ア リース料は、設備の本体及び設置に伴う工事費、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。なお、事業費にかかる補助金相当額分をリース料から控除すること。

イ リース料は、リース期間中において一定額とする。

ウ リース契約は、設備を導入する施設ごとに行うこととする。

3 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を県と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とする。

事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に使用できるよう、非常コンセント盤等を設ける。

(3) 各種関係手続

事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）等の各種法令の規定に基づく届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行うこと。

4 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

（１）太陽光発電設備

- ・ 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条及び JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ・ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、施設に適切な耐震設計とすること。
- ・ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ・ 当該設備を含めた太陽光発電設備の発電電力が消費電力を上回る際に、発電を強制停止する機能を有すること。

（２）蓄電池設備

- ・ 蓄電システムは JIS C4412の規格を満足すること。
- ・ 蓄電池は JIS C8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。
- ・ 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。
- ・ 保証期間について、メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

（３）その他の事項

- ・ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・ 導入する設備は設置場所の地域特性（塩害仕様等）に応じた仕様とすること。
- ・ 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- ・ 設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については県と協議の上で決定する。

5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定すること。

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ・ 設備設置時には、既存施設に穴を開けない置き基礎タイプの架台にするなど防水層を破損しない工法を原則とする。なお、既存施設に穴を開けるなど防水機能に影響がある場合は、防水施工方法が分かる書面を作成し、県と事前協議を行い、承認を受けた上で、施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。
- ・ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任と負担により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ・ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を県に提出し、確認を受けること。
- ・ 施工にあたり、県（施設管理者、環境森林課）が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ・ 施工にあたり、県の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- ・ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- ・ 事業期間中、県の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。
- ・ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、県との協議により決定すること。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- ・ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、事業者の負担で非常用電源等を使用する等により施設内の最低限必要な設備を稼働させるための対応を行うとともに、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール等）を作成し、県と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ・ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- ・ 工事完成時には、現場で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、協議記録、及び各種許認可書の写し等）を2部作成し、県（施設管理者、環境森林課）に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CADデータを提出すること。

6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、非常時においては適

切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- ・ 事業者は、県及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。なお、毎年1回以上点検を行い、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行い、県（施設管理者）に書類等により報告するものとする。
- ・ 施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意すること。
- ・ 事業者からの企画提案内容が正当な理由なく達成できない場合の損失は、事業者の負担とし、特に年間の発電量が想定発電量の8割を下回る場合には、リース料の減額、事業者負担による設備の取り替え又は契約の解除を行うものとする。
- ・ 事業実施中に、県による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力すること。
- ・ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じた場合は速やかに現地調査を行い、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。
- ・ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。
- ・ 設備導入施設について、県が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、この設備の移設等に伴う費用負担が発生した場合は、県の負担とする。
- ・ 事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でリース契約を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、県が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については県と事業者で協議のうえ定める。
- ・ 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。
- ・ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、月単位の発電電力量を編集可能な電子データで翌月10日までに県に報告すること。また、温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行い、県に報告すること。
- ・ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すとともに点検結果を施設管理者に書類等により報告すること。
- ・ パワーコンディショナーは運転開始日から10年目と20年目に初期導入時と同等以上の新品に交換すること。

7 責任分担の基本事項

上記（1～6）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ・ 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害

が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険及び賠償責任保険等（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写し等内容が確認できるものを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- ・ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。
- ・ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8 その他

県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。